

主な質問事項と回答について（Q & A）

〔医療型短期入所利用時送迎支援事業〕

目次

1 家族の方及び事業者向け

- Q 1 この事業を利用できる医療的ケア児者とは、どのような方ですか。・・・ 2
- Q 2 どのようなサービス内容になりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Q 3 利用者の自己負担額はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Q 4 利用時間はどのように算定すればいいのですか。・・・・・・・・・・ 2
- Q 5 利用回数の上限はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q 6 1回の利用時間が4時間に満たなかった場合、又は1月の利用回数が2回に満たなかった場合、残った時間又は数を次回又は翌月の利用に繰り越すことができますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q 7 申請の際、なぜ居宅介護事業所等を経由するのですか。・・・・・・・・・・ 3
- Q 8 本事業の実施期間はいつまでになりますか。・・・・・・・・・・ 3

2 家族の方向け

- Q 9 利用登録申請を行う際は、どのような書類が必要になりますか。・・・ 4
- Q 10 複数の居宅介護事業所等を利用できますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- Q 11 複数の医療型短期入所事業所を利用できますか。・・・・・・・・・・ 4
- Q 12 利用児者や家族の氏名に変更が生じた場合、県内への住所移転があった場合に、どのような手続が必要ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 事業者向け

- Q 13 本事業によるサービス提供の対価は、どのように計算されますか。・・・ 5
- Q 14 県からの支払いは、どのような流れになりますか。・・・・・・・・・・ 5
- Q 15 本事業によるサービスは、移動支援に該当するのではないですか。・・・ 5
- Q 16 本事業によるサービスは、福祉有償運送に該当するのではないですか。・・・ 5

1 家族の方及び事業者向け

Q 1 この事業を利用できる医療的ケア児者とは、どのような方ですか。

A 1 以下の要件にすべて該当する方です。

- ・ 富士・東部圏域内に住所を有すること。
 - ・ 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること。
 - ・ 人工呼吸器管理、喀痰吸引、経管栄養、酸素療法、気管切開などの医療的ケアを必要としていること。
 - ・ 市町村が障害者総合支援法第 19 条第 1 項に基づき行う支給決定手続きにより、医療型短期入所の支給対象であること。
 - ・ 居宅介護、重度訪問介護又は訪問看護により介護や必要な支援を受けていること。
- これらの要件を満たしていれば年齢制限はありません。

Q 2 どのようなサービス内容になりますか。

A 2 利用対象者が、富士・東部圏域外の医療型短期入所を利用するために利用児者の送迎を行う際に、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所又は訪問看護事業所（以下「居宅介護事業所等」）が、利用対象者に同行します。

居宅介護事業者等は、利用対象者が運転中又は医療型短期入所事業所での手続き中に、利用者に代わって医療的ケアを含めた介護及び看護を行います。

Q 3 利用者の自己負担額はありますか。

A 3 原則として、利用時間 1 時間につき 300 円の自己負担が必要になります。ただし、市町村が発行する利用児者の受給者証に記載された負担上限月額が 0 円の場合は、自己負担を免除します。

また、居宅介護事業者等が利用対象者に同行する前に発生した交通費等の実費及び 1 回の利用時間が 4 時間を超えた場合、1 月の利用回数が 2 回を超えた場合の超過分の費用については、利用者と居宅介護事業所等との定めによる対応とし、本事業の対象外となります。

Q 4 利用時間はどのように算定すればいいのですか。

A 4 居宅介護事業者等が、利用対象者に同行した時間を 1 時間単位（30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ）で算定します。

対象児者を医療型短期入所事業所に送っていく場合は、利用対象者、対象児者及び居宅介護事業者等が合流して出発した時間から、医療型短期入所事業所

での手続きを終えて、利用対象者が帰宅し、居宅介護事業者等が離散した時間までを対象とします。

対象児者を医療型短期入所事業所に迎えに行く場合も、利用対象者と居宅介護事業者等が合流して出発した時間から、医療型短期入所事業所での手続きを終えて、帰宅時に利用対象者及び対象児者と居宅介護事業者等が離散した時間までを対象とします。

なお、利用時間は、1回の利用につき4時間を上限とします。

Q 5 利用回数の上限はありますか。

A 5 一月につき、本事業を利用できるのは2回までとなります。

対象児者を医療型短期入所事業所に送るときと迎えに行くときの2回を想定しています。

Q 6 1回の利用時間が4時間に満たなかった場合、又は1月の利用回数が2回に満たなかった場合、残った時間又は数を次回又は翌月の利用に繰り越すことができますか。

A 6 1回の利用時間が4時間に満たなかった場合でも、余った時間を次回に繰り越すことはできません。

また、1月の利用回数が2回に満たなかった場合でも、余った回数を翌月に繰り越すことはできません。

Q 7 申請の際、なぜ居宅介護事業所等を経由するのですか。

A 7 この事業の実施には、医療的ケア児者が利用されている居宅介護事業所、重度訪問介護事業所又は訪問看護事業所の協力が不可欠であり、円滑な事業運営のために、現在利用されている居宅介護事業所等を経由して山梨県に申請いただくようお願いいたします。また、居宅介護事業所等より報告をいただくことで、支払額を県から直接居宅介護事業所等に支払うことができます。

Q 8 本事業の実施期間はいつまでになりますか。

A 8 本事業は、令和7年3月31日までになります。来年度の事業内容、手続き方法等については、改めてご案内します。

2 家族の方向け

Q 9 利用登録申請を行う際は、どのような書類が必要になりますか。

A 9 利用登録申請を行う際は、「医療型短期入所利用時送迎支援事業利用登録（変更）申請書」（様式第1号）に、次の書類を添えて提出してください。

- ① 市町村が発行した受給者証の写し（医療型短期入所の支給決定を受けていること）
- ② 本事業の実施に当たり、派遣を依頼しようとする居宅介護事業所等との契約書の写しなど、当該事業所を利用していることが確認できる書類
- ③ 医師の訪問看護指示書、医療的ケアを行っている事業者との契約書との写しなど、医療的ケアを受けていることが確認できる書類（ただし、②によって医療的ケアを受けていることが確認できる場合は、提出は不要です。）

Q 10 複数の居宅介護事業所等を利用できますか。

A 10 利用できます。家族の方は「医療型短期入所利用時送迎支援事業利用登録申請書」（様式第1号）の「4.送迎支援を実施する居宅介護事業者等」の欄に利用する予定の居宅介護事業所等を全て記載してください。

ただし、複数の事業者を利用する場合であっても、利用児者1人につき2回/月、4時間/回の上限を超えることはできません。

Q 11 複数の医療型短期入所事業所を利用できますか。

A 11 利用できます。家族の方は「医療型短期入所利用時送迎支援事業利用登録申請書」（様式第1号）の「5.利用予定の医療型短期入所事業所」の欄に利用する予定の医療型短期入所事業所を全て記載してください。

ただし、複数の事業者を利用する場合であっても、利用児者1人につき2回/月、4時間/回の上限を超えることはできません。

Q 12 利用児者や家族の氏名に変更が生じた場合、県内への住所移転があった場合に、どのような手続きが必要ですか。

A 12 変更の申請が必要になります。家族の方は、速やかに県に変更事項を証する書面を添付して「医療型短期入所利用時送迎支援事業利用変更申請書」（様式第1号）を提出してください。

なお、富士・東部圏域外へ住所変更する場合は、本事業は利用できなくなります。

3 事業者向け

Q 1 3 本事業によるサービス提供の対価は、どのように計算されますか。

A 1 3 居宅介護事業所等が、本事業に基づくサービスの提供を行った場合、県は1時間につき3,850円から利用者負担額を差し引いた額を居宅介護事業者等に支払います。

時間の算定に当たっては、利用者と同行を開始した時間から同行を終了した時間までを対象とし、1回ごとに30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げてください。

利用者児者を施設に送る場合の帰りの費用、施設に迎えに行く場合の行きも費用も対象とします。

なお、利用者負担額及び利用上限（2回／月、4時間／回）を超えた分の経費につきましては、県から支払うことはできませんので、利用者との契約に基づき、利用者から直接徴収していただくこととなります。

Q 1 4 県からの支払いは、どのような流れになりますか。

A 1 4 サービスを提供した月の実績を「医療型短期入所利用時送迎支援事業サービス提供実績報告書」に記載の上、「医療型短期入所利用時送迎支援事業委託料請求書」とともに、翌月の15日までに県に提出してください。

県は、その内容を検査し、請求を受けた日から30日以内に、請求書に記載された口座に支払いを行います。

Q 1 5 本事業によるサービスは、移動支援に該当するのでしょうか。

A 1 5 本事業は、利用児者を送迎する家族等の負担軽減を目的として同行するサービスになりますので、移動支援には該当しないと考えています。

なお、本事業の実施に当たっては、各市町村にも情報提供を行って参ります。

Q 1 6 本事業によるサービスは、福祉有償運送に該当するのでしょうか。

A 1 6 本事業は、利用児者を送迎する家族等が運転する車輻に同乗してサービスを行うものになりますので、福祉有償運送には該当しないと考えています。